

次世代育成支援対策推進法に基づく特例プラス認定企業 香川県内第4号 (令和8年5月12日認定決定)

葵機工株式会社 (高松市)



次世代育成支援対策推進法に基づき、くるみん認定又はトライくるみん認定された企業のうち、より高い水準の取組を行い一定の基準を満たした企業は、厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の特例認定（プラチナくるみん認定）を受けることができます。

さらに不妊治療と仕事の両立に取り組む企業は、プラス認定を受けることができます。

認定を受けると、認定マークを自社の商品やその広告、企業の封筒や名刺・ホームページ・求人広告等に使用することができます。

計画期間中の主な取組等

【葵機工株式会社の概要】

○労働者数120人（うち女性 39人） ○本社所在地 高松市朝日町3丁目7-5

【両立支援に関する取組および制度】

○育児や介護に関する企業独自のガイドブックを発行し、全従業員が制度を確認・参照できる環境を整えました。

○育児と仕事の両立などに関するアンケートを実施し、結果を従業員にフィードバックしました。

【働き方の見直しに資する労働条件整備の取組】

○ノー残業デー（毎週水曜と土曜・月末給与支給日・賞与支給日）を設定しました。

○リフレッシュ休暇（誕生日か結婚記念日のいずれかを有給休暇取得日とする）を設けました。

【育児休業等取得率】

○計画期間の開始3年前から計画期間の末日までの間に、女性労働者1名が育児休業を取得し、取得率は100%でした。

○計画期間中に男性労働者2名が育児休業を取得し、取得率は100%でした。

※計画期間：令和6年4月1日～令和8年3月31日

【不妊治療と仕事の両立に関する取組】

○失効年次有給休暇を積み立て、不妊治療のために時間単位で使用できます。

○不妊治療に短時間勤務制度を利用できます。

○企業独自の不妊治療と仕事の両立支援ガイドブックを作成、配布しました。

○全従業員対象の両立支援制度説明会を実施しました。

○両立支援コーディネーターを選任し、ハンドブックにて周知しました。

一般事業主行動計画の取組、くるみん・プラチナくるみん認定申請等については

香川労働局雇用環境・均等室 (tel 087-811-8924)

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館2F

香川労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>

基準適合認定一般事業主認定通知書

葵機工株式会社

代表取締役社長 河野伸之 殿

貴法人の令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの一般事業主行動計画については、次世代育成支援対策推進法第十五条の二に基づく基準に適合するものであると認定しましたので、通知します。

令和八年五月十二日

香川労働局長

